

2 障害者手帳

障害のある者（児童）が各種の支援を受けるために必要な手帳です。

（１）身体障害者手帳 身

内容 身体障害のある者が各種の支援を受けるために必要な手帳です。

対象者 視覚、聴覚、平衡機能、音声 言語機能またはそしゃく機能の障害、肢体不自由（上肢 下肢 体幹 脳原性運動機能障害）、内部障害（心臓 じん臓 呼吸器 ぼうこう 直腸 小腸 肝臓機能および免疫機能障がい）があると医師の診断を受けた者

※程度により 1 級から 6 級に区分されます。手帳の等級・障害の程度は、障害福祉課にお尋ねください。

必要書類 ①診断書（障害福祉課で配布） ②申請書 ③顔写真 1 枚（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm） ④個人番号（マイナンバー）

※診断書は県ホームページから、申請書類は市ホームページからもダウンロードできます。

住所等変更再交付 本人の住所 氏名 障害の程度に変更があったときや本人が死亡したときは、障害福祉課に届出をしてください。障害の程度に変更が生じた場合、手帳が再交付されます。また、手帳を紛失 破損したときも再交付できます。（再交付の際、顔写真が必要です）

窓口 障害福祉課 電話 047-712-6394 ファクス 047-355-1294

メール syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp

障害福祉課では申請書類を受理した後、千葉県へ書類を送付します。千葉県での審査を経て、交付決定されます。

身体障害者福祉法施行規則 別表第五号では身体障害者障害程度等級表 を定めています。

詳しくは 障害福祉課 までお問い合わせください。

障害福祉課 電話 047-712-6394 ファクス 047-355-1294

メール syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp

（２）療育手帳 知

内容 知能指数、社会性、基本的な生活などの年齢に応じた障害の程度を総合判定するもので、軽度から最重度に区分されます。

対象者 療育手帳は、県内（千葉市を除く。）に住所又は居所を有する者で、県内の児童相談所又は障害者相談センターにおいて知的障害であると判定された者に対して交付されます。

必要書類 顔写真 1 枚（タテ 4 cm×ヨコ 3 cm）

住所等変更 再判定 再交付 本人および保護者の住所・氏名に変更があったときや本人が死亡または転出するときは、障害福祉課に届出をしてください。また、手帳を紛失・破損したときは再交付できます。（再交付の際、顔写真が必要です）

窓口 障害福祉課 電話 047-712-6394 ファクス 047-355-1294

メール syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp

障害福祉課では申請書類を受理した後、千葉県へ書類を送付します。千葉県での審査を経て、交付決定されます。

療育手帳の程度の基準表 知

障害の程度 最重度④ 基準 知能指数がおおむね 20 以下の方で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある方

障害の程度 重度Aの1 基準 知能指数がおおむね 21 以上 35 以下の方で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある方

障害の程度 重度Aの2 基準 知能指数がおおむね36以上50以下の方で視覚障害、聴覚障害、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級または3級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある方

障害の程度 中度Bの1 基準 上記以外の方で、知能指数がおおむね36以上50以下の方で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある方

障害の程度 軽度Bの2 基準 知能指数がおおむね51以上75程度の方で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある方

※ただし、障害者相談センターにおける最重度の取扱いは下表による。

最重度①の1 知能指数がおおむね20以下の方で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある方

最重度①の2 知能指数がおおむね20以下の方で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある方で、①の1以外の方

判定機関 18歳未満 市川児童相談所 18歳以上 千葉県中央障害者相談センター

(3) 精神障害者保健福祉手帳 精

内容 精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあることを証する手段として、交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられ、社会参加と自立の促進を図ることを目的として交付されるものです。

対象者 精神障害のため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方が対象となります。統合失調症 気分(感情)障害 非定型精神病 てんかん 中毒精神病 器質性精神障害(高次脳機能障害を含む) 発達障害及びその他の精神疾患を対象とし、療育手帳を有する知的障害者が精神疾患を併せて有している場合にも交付対象となります。

必要書類 【診断書による申請】

①申請書

②写真(サイズは縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもので、上半身脱帽、一人で写っているもの。写真の裏に氏名、お住まいの市町村名を記入)

③診断書(所定の様式のもので、初診日から6ヶ月以上経過した時点のもの)

④個人番号(マイナンバー)

【障害年金等による申請】

①申請書

②写真(サイズは縦4cm×横3cm、1年以内に撮影したもので、上半身脱帽、一人で写っているもの。写真の裏に氏名、お住まいの市町村名を記入)

③精神障害を事由とした障害年金証書の写し、または精神障害を事由とした特別障害給付金受給資格者証の写し

④直近の年金振込通知書の写し、または年金支払通知書の写し、または直近の国庫金振込通知書(国庫金送金通知書)の写し

⑤年金事務所又は共済組合等に照会するための「同意書」

⑥個人番号(マイナンバー)

住所等変更 再交付 本人の住所 氏名に変更があったときや本人が死亡したときは、障害福祉課に届出をしてください。障害の状態等に変化があった場合は、障害等級変更申請ができます。また、手帳を紛失 破損したときは再交付できます。

窓口 障害福祉課 電話 047-712-6394

ファクス 047-355-1294 メール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp

障害福祉課では申請書類を受理した後、千葉県へ書類を送付します。千葉県での審査を経て、交付決定されます。

※手帳の有効期限は2年です。2年ごとに更新の手続きが必要です。

※手帳の等級・障害の程度は、精神障害者保健福祉手帳の程度の基準表（下表）をご覧ください。

精神障害者保健福祉手帳の程度の基準表 精

障害等級 1 級 基準 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

障害等級 2 級 基準 日常生活の著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

障害等級 3 級 基準 日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの